

第15号議案

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和6年3月28日

提出者 文京区教育委員会

教育長 加藤 裕一

文京区教育委員会規則第三号

文京区教育局処務規則の一部を改正する規則

文京区教育局処務規則（平成四年三月文京区教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条中第三項を第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 教育施策推進担当課長は、上司の命を受け、担任の事務を管理する。

第四条中第二項を第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

2 教育推進部に教育施策推進担当課長を置く。

第七条の表教育総務課の部經理教職員係の項中第九号を削り、同表学務課の部学事係の項第四号中「奨励」を

「援助」に改め、同部中 「課務担当主査」 を

「課務担当主査」 一 給食指導に関する事。

「課務担当主査」 一 給食指導に関する事。

「課務担当主査」 一 給食指導に関する事。

「課務担当主査」 一 区立学校の学校給食無償化及び無償化の対象外となる児童生徒等に係る給付金に関する事。

「課務担当主査」 同表教育指導課の部中

「課務担当主査」

一 幼稚園教育職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他人事に関する事。

二 幼稚園教育職員団体に関する事。

三 県費負担教職員の人事事務について東京都教育委員会等との連絡に関する事。

四 県費負担教職員の服務に関すること。

五 教職員の給与に関すること。

六

教職員の福利厚生に関すること。

七 学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

八

教科書採択に関すること。

九 教科書以外の教材の取扱いに関すること。

十 教科書センターに関すること。

十一 教育課程に関すること。

十二 科学教育指導に関すること。

十三 教職員の研修に関すること。

十四 その他学校教育活動に関すること。

「課務担当主査」

一 幼稚園教育職員の人事に関すること

二 幼稚園教育職員団体に関すること。

三 教職員の人事事務について東京都教育委員会等との連絡に関すること。

四 教職員の服務に関すること。

五 教職員の給与及び福利厚生に関すること。

六 学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。

七 教科書採択に関すること。

八 教科書以外の教材の取扱いに関すること。

に改め、同表児童青少年課の部

- 九 教育課程に関すること。
- 十 教育指導に関すること。
- 十一 教職員の研修に関すること。
- 十二 その他学校教育活動に関すること。
- に次のように加える。

課務担当主査

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

文京区教育局処務規則（平成四年教育委員会規則第三号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>(課長)</p> <p>第四条 課に課長を置く。</p> <p><u>2 教育推進部に教育施策推進担当課長を置く。</u></p> <p><u>3 課長は、上司の命を受け、課の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>4 教育施策推進担当課長は、上司の命を受け、担任の事務を管理する。</u></p> <p><u>5 教育指導課に主任指導主事を置くことができる。主任指導主事は、法第十八条第三項に規定する職務に従事する。</u></p> <p>(教育推進部各課及び係の分掌事務)</p> <p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>庶務係</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>経理教職員係</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>文化財保護係</p>	<p>(課長)</p> <p>第四条 課に課長を置く。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>2 課長は、上司の命を受け、課の事務を管理し、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 教育指導課に主任指導主事を置くことができる。主任指導主事は、法第十八条第三項に規定する職務に従事する。</u></p> <p>(教育推進部各課及び係の分掌事務)</p> <p>第七条 教育推進部各課及び係（課務担当主査を含む。以下同じ。）の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>教育総務課</p> <p>庶務係</p> <p>一～十七 (略)</p> <p>経理教職員係</p> <p>一～八 (略)</p> <p><u>九 文京区学校安全衛生委員会に関すること。</u></p> <p>文化財保護係</p>

一～三 (略)

課務担当主査

一～二 (略)

課務担当主査

一～二 (略)

学務課

学事係

一～三 (略)

四 児童生徒の就学援助等に関すること。

五～七 (略)

課務担当主査

一～八 (略)

課務担当主査

一 (略)

課務担当主査

一 区立学校の学校給食無償化及び無償化の対象外となる児童生
徒等に係る給付金に関すること。

課務担当主査

一～四 (略)

教育指導課

一～三 (略)

課務担当主査

一～二 (略)

課務担当主査

一～二 (略)

学務課

学事係

一～三 (略)

四 児童生徒の就学奨励等に関すること。

五～七 (略)

課務担当主査

一～八 (略)

課務担当主査

一 (略)

(新設)

課務担当主査

一～四 (略)

教育指導課

課務担当主査

- 一 幼稚園教育職員の人事に関すること。
- 二 幼稚園教育職員団体に関すること。
- 三 教職員の人事事務について東京都教育委員会等との連絡に関すること。
- 四 教職員の服務に関すること。
- 五 教職員の給与及び福利厚生に関すること。
(削除)
- 六 学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 七 教科書採択に関すること。
- 八 教科書以外の教材の取扱いに関すること。
(削除)
- 九 教育課程に関すること。
- 十 教育指導に関すること。
- 十一 教職員の研修に関すること。
- 十二 その他学校教育活動に関すること。

課務担当主査

一～二 (略)

児童青少年課

青少年係

課務担当主査

- 一 幼稚園教育職員の任免、分限、懲戒、表彰、服務その他人事に関すること。
- 二 幼稚園教育職員団体に関すること。
- 三 県費負担教職員の人事事務について東京都教育委員会等との連絡に関すること。
- 四 県費負担教職員の服務に関すること。
- 五 教職員の給与に関すること。
- 六 教職員の福利厚生に関すること。
- 七 学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 八 教科書採択に関すること。
- 九 教科書以外の教材の取扱いに関すること。
- 十 教科書センターに関すること。
- 十一 教育課程に関すること。
- 十二 科学教育指導に関すること。
- 十三 教職員の研修に関すること。
- 十四 その他学校教育活動に関すること。

課務担当主査

一～二 (略)

児童青少年課

青少年係

一～二 (略)

児童係

一 (略)

課務担当主査

一 (略)

課務担当主査

一～三 (略)

課務担当主査

二 公設民営育成室事業に關すること。

付 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

一～二 (略)

児童係

一 (略)

課務担当主査

一 (略)

課務担当主査

一～三 (略)

(新設)